

つづき

津付ダムだより

新年

明けまして

おめでと〜うございます



平成23年は、年末からの悪天候により各地で停電や交通障害が続くなど、荒れた年明けとなりました。

昨年は、チリ地震による津波災害や、猛暑による農作物等への影響などもありましたが、今年も穏やかな一年になることを祈念します。

今年も『津付ダムだより』は津付ダムに関する様々な話題をお届けしてまいります。

どうぞよろしくお祈りします。



®わんこきょうだい・うにっち

大規模事業評価専門委員会の現地調査が行なわれる

去る平成22年12月19日に大規模事業評価専門委員会による現地調査が行なわれました。

当日は専門委員会の森杉委員長を含む5名の委員が出席され、各委員は、ダム建設予定地をはじめとし、住田町内の昭和橋や陸前高田市市内の詠石橋などを回り、気仙川や背後地の状況、想定氾濫区域を視察しました。委員会では、調査結果を踏まえ、津付ダム建設事業の審議が続けられます。



《ダム建設予定地付近での調査状況》

「津付ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」開催する

平成22年12月24日に、住田町内において「関係地方公共団体からなる検討の場」を開催しました。

この「検討の場」は、国から新たに示された基準に基づき県が進めてきた検証について、流域である陸前高田市と住田町の首長から意見を伺うために開催したものです。



《「検討の場」の様子》



《二号橋梁の工事状況》

今回津付ダムだよりに掲載した「検討の場」の会議結果や、付替国道工事の進捗情報などをホームページでお知らせしております。

下記ホームページもぜひ御覧下さい！

津付ダム建設事務所

<http://www.pref.iwate.jp/~hp4580/>

津付ダム付替国道(津付道路)

<http://www.pref.iwate.jp/~hp4580/tuduki-road/>

当日は、住田町長と陸前高田市市長の代理として建設部長にご出席いただき、意見を伺いました。「検討の場」で伺った意見や議事については、今後津付ダムのホームページに(左をご参照下さい)掲載予定ですので、詳しくはそちらをご覧ください。

気仙川水系河川整備手法比較表の説明

津付ダムにより平成21年12月号(第11号)に掲載した「気仙川水系河川整備手法比較表」の補足説明を行っています。この表は、平成21年度に行われた大規模事業評価専門委員会での審議に使用されたものです。

今回は、用地補償面積について、着目します。

(ダム+河川改修案→津付ダム建設と河川の改修を組み合わせで対策する案)をA案、(河川改修単独案→河川の改修のみで対策する案)をB案として比較しています。

		(ダム+河川改修案) A案			(河川改修単独案) B案		
用地補償面積	1/30	37.4ha <small>(ダム用地は民地は買収済み、国有林野所管替手続き中)</small>	ダム 36.0ha 河川改修 1.4ha		5.8ha	河川改修 5.8ha	
	1/70の整備に必要な追加分	22.3ha	河川改修 22.3ha		28.0ha	河川改修 28.0ha	
	合計	59.7ha	ダム 36.0ha 河川改修 23.7ha	△	33.8ha	河川改修 33.8ha	○

段階的整備の計画として、今後20年程度の期間での整備を目標とした「気仙川河川整備計画」は、治水安全度を概ね30年確率(1/30)としています。また、気仙川の河川整備の最終目標(河川整備基本方針)では治水安全度を1/70としています。

表の1段目では治水安全度1/30で整備を行う場合の用地補償面積を、2段目では最終目標である治水安全度1/70で整備を行う場合の用地補償面積を記載しています。

A案では、ダム下流全川にわたり水位低下の効果がある津付ダムと河川改修で治水安全度1/30の整備をします。津付ダム建設事業としての用地補償面積は36.0haです。河川改修としての用地補償面積は1.4haとしており、合計37.4haとなります。(表1段目)

次に治水安全度1/70を確保するための河川改修(表2段目)の用地補償面積は22.3haで、合わせて59.7haが必要と試算しました。

B案は、津付ダムを整備せずに河川改修のみで治水安全度1/30の整備をするのに5.8ha(表1段目)、さらに最終目標である治水安全度1/70を確保するための河川改修(表2段目)の追加分が28.0haで、合わせて33.8haと試算したものです。

A案とB案で用地補償面積を比較し、B案が少ないので、○と判定しています。

(A案のダム用地補償面積36.0haについて、民地分約17haは土地所有者の方々の協力をいただき買収済みであり、残りの国有林野所管換分約19haについては協定を締結し手続きを進めております。)

河川等への油の流出事故にご注意願います。

冬本番となり寒い日が続いています。暖房等で灯油の使用が増えてきます。もし油漏れを発見したら、すぐに消防署・警察署・市町村・県・国の機関等に連絡をしましょう。